

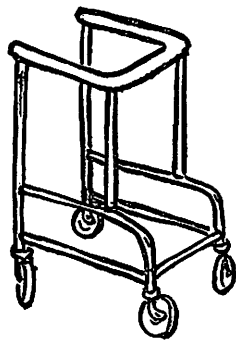
10—お金が溜まる

(1) 平均六十五万円の預金

朝日新聞（大阪本社 55・2・23）は任運荘の入園者の財産状況を報道した。発表に際して、私たちの本心が誤解されないよう、取材の黒田輝政記者は私たちの意見を断わり書きとして、まず冒頭にこう述べている。

「施設側からいえば、所得に応分の負担は当然。在宅老人に比べて、施設の人たちは処遇面で恵まれている。だが、本当に入りたくて来る人は少ない。家で暮らせるように力をつくしさえすれば来なくてもよい人がかなりいる。だから徴収した費用を在宅福祉にまわしてほしい。これが条件だ。お金をためるお年寄りの気持ちや背景を考えて、数字だけで考えないでほしい、と強調」。

私たちの意は十分につくされているが、直接よせられた反響は両極に分かれていた。苦しみに耐えているホーム生活者にそれぐらいの金があっても少なすぎるほどだ、お金だけが唯一の頼みだか



ら、という意見。それとは反対に、衣食住保証されてなお在宅老人と同じく福祉年金がまるまる支給されるのは不公平だ、税金のムダ遣いだ、という意見。しかし、両者に共通している点があった。一般の在宅老人への福祉政策は余りにもお粗末だということである。

もともとお金を溜めようと思って老人ホームを利用する老人がいるはずはない。家族にしても初めはどれぐらいかかるか心配でならなかったであろう。しかし、ほとんどの場合は月々溜っていくのである。ここでは話しを養護と特養の二施設の場合に限定しなければならない。また、養護ホームの老人たちは元気で欲求水準も特養に比べて高いので、お金の使い工合も多くて当然であろう。だから、以下述べる実態は特養としての任運荘のそれであり、ここは開所以来五年を過ぎたばかりであるが、それより古い特養はより多額であり、若い特養はより下回るであろう。また、施設運営の性格的違いによって著しい差異も生ずるかもしれない。

なぜ、お金が溜まるか。老人の通性として余りにも節約的な日常であること、家族が老人に金を使ったがらないこと、ホーム生活者にとって福祉年金が使いきれないほどの額に達したことなどによる。

季節の移り変わりに家族が面会時に持って来る衣類には、自分たちの着古したものの、つぎの当てたものが多い。老人も新しく購入することには決断がつかず、一年間で衣類は絆纏はんでん、ネル長着、肌着、外出着としてのウール着物、ワンピース等で、購入した者は五十名中十六名で、それも相当説

得されてのことである。それでも開設して五年め、やっと老人たちが小さくぱりしてきた。さて、表10は五十四年十一月現在の老人五十名のお金の持ちぐあいを示したものである。入所時にすでに預金帳を持っている人はごく稀で、五十名中八名にすぎず、それはすべて養護ホームから任運荘に移住する時にそのまま継続したものである。だから、家族にお金を管理されている者五名を除くと、三十七名は新しく通帳を作成、いわば無一文の状態であったといえる。

表10 老人の預金状況(54・11月現在—任運荘)

| 財産管理の別 | 収入源 | | 総額 | 一人平均 |
|--------------|-------------------|----------------------------|-------------------------|--------------|
| | 当ホームに預金通帳を管理させている | 公的年金が主な収入 | | |
| すべて家族が管理している | 5名 0 | 10名 41万 9,881円 | 35名 2,284万 9,472円 | 4万 1,988円 |
| | 預金ゼロ | 年金は家族がとってしまつてホームからの月三千円のみ。 | | |

預金のつど何はさておき通帳に眼を通すことはいうまでもない。Aさんは預金高を記入してもらってそれを財布の中に入れ、毎日「本当にこれだけあるのか」と問い合わせにくる。預金の一番多

いBさん(九一)のが六百四十万二千七百七十九円で、財源は戦死した二人の息子の公務扶助料である。支給日には必ず「通帳を一日預からせて」と納得のいくまで握りしめて計算をしている。

彼女はここに来るまでの養護ホームでは、供物を老人や職員にふるまうことを生きがいとしていたらしい。任運荘では老人個人が職員はもちろん他の老人達と物品を授受することは禁止されている。「前のホームでは職員さんもありがたく頂いてくれた。お金を百万円寄付しようとしたら、市に繰り入れられ、ホームには十万円しか入らないからといわれ、品物を寄贈した。お礼にお祝いまでしてくれた。ここは融通がきかない」とこぼす。

預金の一番少ないCさん(六八)は千九十四円しかない。老齢福祉年金さえも受けられず、ホームが支給する月三千円と家族が年に一回の訪問の折の一万円の小遣い、出身地の役場よりの見舞金四千五百円が唯一の財源である。年金制度から切り捨てられた人である。

老人たちの収入源のほとんどが老齢福祉年金で年額十九万八千円(二十五名)、障害福祉年金二十九万七千六百円(四名)、身障年金四十二万余円(一名)、老齢年金十五万三千余円(三名)、公務扶助料百四万三千円(一名)、同じく百六十万六千余円(一名)である(五十五年度から各年金は増額)。

(2) 年金を家族に奪われて

老人の金を預って出し入れするのが一番気を使う仕事である。老人に毛ほどの疑いや不安を持たせてはならない。生活が保証されているホームの老人にとっても、お金は命じしんであるから。現金支出には本人の依頼書に受領印をおし、通帳確認には本人は勿論、面会の家族にもさせる。

Dさんの預金現在高は七十一万四千円である。これはホームに入ってから溜り始めた。支出としては年に衣類一万五千五百円、国保税七千九百円。衣類を買い入れる時が大変である。「寝てばかりいるのにそんなものいらん」とすげない返事。「仕事もしないでタダ飯を食べるのに、そんなに金が溜るわけがない。人を馬鹿にする」と、預金が信じられない。それでも国保税を集めると、「だまして金を取る」といい、医師回診の折に「ここん人は金をだまし取っては院長さんに診てもらった代金だというが、本当かえ」と、執着は強い。「何も買わないで金が溜っていくがどうするか」と問えば、「子供にやる」とはつきりしている。入所して五年、一度も面会に來ない家族になお思いをかけている。金によって家族につながろうとし、また金だけにしかつながっていない家族。彼女は前章の「婦省運動」で、婦省もできず面会もないので狂って「殺せ」と叫んだその人である。老人ホームの本当に暗い風景である。

ホームでは自分の身の周りや専用の器具には自分の金で豊かにするよう呼びかけている。しかし開所以來五十五年五月一日現在で利用者は延べ百三名だが、この考えに沿ったのはわずか三十五人にすぎない。安楽椅子(四名)、応接セット(夫婦部屋一名)、歩行器(十三名)、健康マット(十五名)扇風機(二十五名)、ポータブル水洗便器(四名)、普通便器(九名)、電気毛布(六名)、車椅子(四名)

メガネ（七名）、タンス（三名）、テレビ（五名）、エファマット（七名）。

個人の専有を欲しない他の人たちはホームの備品ですべてをまにあわせている。老人ホームでは月三、四千円程度の現金か現物を老人に支給する定めがあり、任運荘では現金を支給してきたが、この規定も「何もかもタダ」の施設病を助長するに役立ちすぎている。ある老人は「小遣い三千元では不足だから、福祉年金から入れ足している」と施設に恩着せがましく、不平顔でいう。

この八月から利用者の一部負担が始まるので、任運荘もそれに合わせて現金支給を廃止することにした。暫くは呆然自失し、身体の不調を訴える者が続出した。それ程「タダ」の思想はこびりついている。その金をごまかして施設がとりあげるつもりだろう、などと囁く者も出るしまつである。お金については全員が敏感に反応する。

ともあれ、稀な例外を除くと、福祉年金を全額預金に回わしている状態である。

その稀な例外はEさんである。高血圧の持病に悩んでいるが、一番若く自立心が盛んである。一年の収入は老齢年金十五万余円とホームからの三万六千円、計十九万円弱である。支出は医療費の一部負担の二万五千円弱、国保税四千二百円、茶一万円、タバコ三万六千円、自分で洗濯するので洗剤一万五千円、手芸の糸代一万円、臨時支出としてテレビ代八万円、合計十八万余円で、残りは副食費となっている。

テレビ購入の時預金は六万円しかなかった。入院の場合は付添婦も必要だし、運動にもなるから広場のテレビを見るよう勧めると、「私が病気をするのを待っているのか、ホームのテレビでは好

きなものが見られない」と強引に買った。彼女は計算している。「病気になっても入院させないでくれ、ここがずっとよいから」と、付添婦の費用を初めから除外している。

Fさんは金持ちである。公務扶助料百四万余円、老齢福祉年金合計百二十六万五千円。その金と書類一切を自分で管理している。年金受給時には印鑑から探し始めるので大変だ。事務室に管理を頼んだらと勧めると、「この財産を世話するのが私の仕事、夫が残した私との絆、私の命です」「施設といっても他人だから心は許されない。大変なごまかしをした〇〇事件もあつたではないか」と、きっぱり断わる。

領収書も財産の一部だと計算して、寺への寄付も十万円してはいつもその領収を探している。日夜拜んでいる肝心のお位牌はダンボール箱を横にして安置している。仏壇をどうしても新調しない。

平均三十五万円の遺産の行方

開所して五年、三十六名が死亡したが、その遺留金三十三名分（三名は家族管理）の総計は千百六十六万余円で、一人平均三十五万四千円となる。死亡すると直ちに福祉事務所に連絡、同所からその遺留金品処理の指示がなされる。全額が世話してきたホームのものになると考える人も多いようだが、通帳のまま遺族に手渡される。現金化して眼の前に置くとさすがにそっくりは取れず、相当額を施設に寄付するようになるという話もある。老親を施設にほとんど無料で預けて、死後遺産まで入ってくる仕組みを知れば、おかしいと思うのは当然であろう。

日さん(八三)の場合。遺留金四百五十七万五千円で当施設では最高額である。彼女は生前からの財産については思い煩らっていた。入居して三年間は一切の貴重品を自分で管理し、そのため外出も安心してできず、衣類も購入しない。きりつめた生活も、衰弱期に入って月二回のうなぎを捕食するのが精一杯のぜいたくだった。貴重品管理を事務室に依頼したかと思うと、気分の良い日は返してくれという。「私のことを笑っているでしょうね、残す金を気にして。ちゃんとしておかない」と思うんですが」。

五十三年、妹二人を呼んで遺言状作成。事務室に保管。それから一年して死亡。五年間に妹の訪問は三回だったが、そっくり入ったわけである。

Iさんの場合。身障年金はずっと甥が管理していたが、流行性肝炎で入院した時、付添いを拒否したので、年金を本人に返すよう要求し、初めて預金に年金が入り八万五千円弱。その中から付添婦料金四万四千円を支払うことができた。その後再発するが、費用が足りないのでホームの特別室で看護する。Iこのケースのように、ある程度の預金が本当に必要なのは入院時の付添料と時には差額ベッド費用に当てる時だけであろう。

こうして多くの老人は平均三十五万円ていどを遺して旅立つことになるから、ホームでの葬儀もその気になれば盛大に行うことができる。遺族がその様を見て感謝し、葬儀費をさし引いた残金をホームに寄付する心理になるとのことだが、ありうることである。しかし、かりに一銭の遺留金がなくても、あるていどの葬儀は公費で十分行えるから心配は全くない。

任運荘では、しかし、永遠の旅立ちだけでもわが家ではほしいという老人の願いを代弁して、家族の手でその家でしてもらうことにしている。せめて最後だけでも家族がするのが本当であると考えるからである。身寄りがどうしても寄りつかない薄幸の老人の場合は、ホームが行ったが、今まで四回である。

Jさんが死亡。脳軟化症の内縁の妻のうつろに見ている眼も不安げである。ホームでの通夜にやっと間にあつた長男は葬儀を終えて帰りぎわに、「預金が残ってれば施設で使ってほしい」と帰っていった。十日ほどしてその妻から電話があり、「預金を送ってくれ、もらう権利があるから」と息せいでいう。長男と義母にあることを説明しても分かつとうとしない。遺留金十六万三千円から葬儀費六万三千二十円を引き、福祉事務所がその通り二人に配分した。それから一年半、その義母（Jさんの内妻）の葬儀もホームでしなければならなかった。費用は十万七百二十円。遺留金は夫より多く九十七万四千二十五円で、家族事情は複雑だったから、福祉事務所はその処理に苦勞したに違いない。

Kさんは九十四万円溜めていた。息子は稀に來ても小遣いが目当てのようであつた。Kさんは日頃、「あれには通帳だけは絶対に見せないで下さい」といつていた。笑うことの少なかつた八十五年の人生も、寮母たちに手をとられて消えていった。翌日、老人や職員に見守られて葬式。すんでから現れた息子はそっくり懐にしてそそくさと去っていった。

Gさんは葬儀を見て、「幾らかかつたか。私が死んだらあれぐらいはしてほしい。残りて墓を建

てるぐらいはあろう」という。多くの老人の思いを代弁しているような気がする。葬儀と墓——老人の最後の最大の関心事である。そのために溜めたお金であらう。

老人はじぶんじしんのために費消することは考えていない。だのに、なぜか家族に老齢福祉年金をとりあげられているのが十五名もいる。三割である。さきに見たように、老人がお金を考え、お金にさわることは、その心をいきいきさせる一番の要件でもあった。

そのうち十名はホームからの三千円と盆正月の役場の見舞金、時たまの家族の小遣いなどを残して預金し、総額四十二万円弱、一人平均四万二千円弱もある。残りの五名はすべて奪われ預金もない。

老いて家族から捨てられ、ホームに生きては年金を奪われ、死しては涙ぐましく溜めた金を遺す。いったいこの家族とは何だろうか。

Gさんは二カ月に一度帰省しては年金の一部をありがたくもらって帰る。「多忙で郵便局に行けなかった」と家族から先回りされて、年金のことをいい出せず手ぶらで帰ったこともある。そんな時、きまって日常生活があらあらしくなり、他の老人たちと口論する傾向が著しくなる。

福祉年金を家族がとりあげ、預金ゼロの五名にそのことをどう思うかと聞いてみた。「将来は嫁の世話になるから任せている」「実の娘だから心配はない」「ほかの者は通帳を見て楽しそうにしているの、こんど嫁が来たら返してくれといってみる」「年金をもらいに帰っても、どうしてもくれとはいいい出しにくい」等の返事。

(3) 利用料負担者は少数

今までは養護老人ホームに入るのはふつう無料と考えられ、特別養護老人ホームにはある程度のお金が必要と考えられたりもした。何れの場合も老人本人に相当の収入があったり、老人が属している世帯の収入によってはあるていどの負担がかかることもあるが、多くの場合無料となっている。二二二頁の表11は任運荘が所在する三重福祉事務所管内(五十四年十一月一日現在)の養護・特養盲老人の全老人ホーム入所者の負担状況である。

三重福祉管内八カ町村で老人ホーム利用者は三百四十一名。そのうち特養利用者は二百十六名。全員のうち七・八割の二百六十六名が費用負担金なしである。費用の一部負担をする者は七十五名で、最高額は月四万円たらず、最低額は三千円余り、一人平均六千二百五十六円。しかし、それは本人ではなく、ほとんどが同一世帯の扶養義務者の負担である。ちなみに食費に要するホームの費用は一人一カ月二万余円(乙地五十名定員)で、その三分の一にも達しない。

任運荘の分をみると、三重福祉事務所管内は三十六名であるが、うち九名が一部負担し、二五%に当たり、平均額は九千百二十二円である。

全国平均を二二三頁の表12で見ると、五十三年度、養護ホームでは九四・八%が無料で、五%が利用料を一部負担している。特養ホームでは七〇・九%が無料で、二九・一%が負担している。

表11 三重福祉事務所管内の負担金徴収状況
(54. 11. 1. 現在)

| | 所得税額 | 負担金 | 全老 | 任運荘 |
|-----------------|-------------------|---------|------|-----|
| A | 生活保護 | 0 | 266名 | 27名 |
| B | 市町村民税非課税 | 0 | | |
| C ₁ | 市町村税均等割 | 3,200円 | 32 | 2 |
| C ₂ | 市町村税所得割 | 3,800円 | 23 | 4 |
| D ₁ | 所得税4,800円以下 | 4,700円 | 0 | |
| D ₂ | 4,801~9,600円 | 5,300円 | 2 | |
| D ₃ | 9,601~16,800円 | 5,900円 | 1 | |
| D ₄ | 16,801~24,000円 | 6,700円 | 3 | 1 |
| D ₅ | 24,001~32,400円 | 7,800円 | 1 | |
| D ₆ | 32,401~42,000円 | 8,900円 | 0 | |
| D ₇ | 42,001~92,400円 | 11,800円 | 6 | |
| D ₈ | 92,401~120,000円 | 14,000円 | 1 | 1 |
| D ₉ | 120,001~156,000円 | 17,300円 | 2 | |
| D ₁₀ | 156,001~198,000円 | 21,100円 | 1 | |
| D ₁₁ | 198,001~287,500円 | 27,400円 | 2 | |
| D ₁₂ | 287,501~397,000円 | 32,600円 | 0 | |
| D ₁₃ | 397,001~927,400円 | 39,800円 | 1 | 1 |
| D ₁₄ | 927,401~1500,000円 | 65,000円 | 0 | |
| D ₁₅ | 1500,001~以上 | 全額 | 0 | |
| 計 | | | 341名 | 36名 |

「全老」とは管内のすべての老人ホーム入所者数

この表12は老人ホーム利用者の階層は依然としてABCの低所得階層の老人が中心をなしていることを物語っている。同時に徴視的にみると、ホーム利用者の経済的階層が年を追うにつれて上昇していることも示している。

養護ホームは低所得者階層に属することが入所条件であるので、生活保護階層のA、市町村民税非課税階層のBが集中するが、五十三年度ではAからB階層に中心が移って七割を超えている。

表12 老人ホーム利用者（扶養義務者）費用負担階層別の比率

(実数は略) %

| 年 度 | 養護老人ホーム | | | | 特別養護老人ホーム | | | |
|--------|---------|------|-----|-----|-----------|------|------|------|
| | A階層 | B | C | D | A階層 | B | C | D |
| 昭40 | 66.8 | 32.0 | 0.9 | 0.3 | 58.2 | 31.7 | 3.0 | 7.1 |
| 50 | 32.5 | 63.3 | 2.4 | 1.8 | 24.9 | 47.0 | 12.9 | 15.2 |
| 53 | 22.4 | 72.4 | 2.6 | 2.4 | 16.6 | 54.3 | 12.7 | 16.4 |

厚生省「社会福祉行政業務報告」より作る

特養ホームは低所得階層という条件はないが、A B C階層あわせて八割を超えている。昭和四十年のA階層中心から五十三年度はB階層中心に移っている。四十年A階層五八%が五十三年度は一六%に低下し、B階層五四・三%に、C D階層とも増加している。

それは従来老人ホームは貧困階層のみの救貧対策にすぎないという観念が濃厚に存在していたこと、また福祉事務所の入所の措置が貧困条件を優先していることなどが、その主な理由であろう。しかし、特養ホーム利用では階層を超えて必要な者が利用するという傾向を、少しずつではあるが、統計は示している。

さて、費用負担については今後検討を必要とする点が多いが、ここでは誰がみても納得のいかない一点だけを示すにとどめよう。例えば、先にみた任運荘で最高額の遺留金を残したHさんの場合妹二人の扶養義務者がいるのに、本人のHさんは勿論、妹も一銭の負担もなく、その上五百万円はそっくり妹の手に入る仕組みであった。

つまり、利用者本人には幾ら財産があろうと、収入がなければ無料であるし、扶養義務者も同一世帯でないかぎり費用負担から免れる。遺産相続権はそれとは無関係に扶養義務者等に確立されている。

さらに不合理な点がある。老親を老人ホームに入れるために作意的に世帯分離して、独居老人の形にしてしまうと、老人ホーム入所もいっそう容易になるし、費用負担からも完全に解放されるということである。

しかし、五十五年度から老人ホームを利用するに当たったの費用徴収基準が改定され、暫定措置として五十五年八月から施行され、最高額を三万円としている。税金、医療費等の必要経費を差し引いて、ホーム利用老人の年収が二十五万六千円以下は無料であるが、それ以上の収入になると、二十七万円までは月額百円に始まって、六十九ランクに分かれ、年収五十万円以上は月五千四百円百万円以上は月二万六千二百円などと徴収される。暫定措置がなくなると、新基準によって負担をするようになる人は、約十五万人のうち約四万人で、その額は年間約三十億円と見込まれている。任運荘の場合、利用者本人が負担するのは十一人で二二%、その収入源は障害福祉年金、身障年金、厚生年金等の小額が主で、一部に軍人遺族年金の大口がある。

費用負担制度の導入は結局、さまざまの面で利点を生み出すであろう。

まず、老人ホームの施設内容が費用徴収するに値する設備でなければならぬし、今日のような

養護施設の雑居性は存続を許されなくなる。保護してあげるといった慈善的、おしつけ的な処遇内容もはや手放して続けられないであろう。先に五章二節で「余りに管理的」な利用者規則を強く非難したが、そうした時代後れの処遇はたちまちにして行き詰まるにちがいない。

利用者側にとっても、何もかもタダというものもらい根性から脱して、利用するという立場に立つようになることが何よりの利点であろう。

費用負担制度の確立を待って、ようやく老人ホームが市民権を得ようとしているといえる。